

平成 18 年度総会決議に基づく要望について

社団法人 全国都市清掃会議

平成 18 年度要望行動は、平成 18 年 8 月 3 日午後、理事都市の各局部長により関係省庁並びに政府与党へ実施されました。

要望書は、本年度の総会において採択された 44 件の建議事項を 4 つの大項目、すなわち①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充、②リサイクル関連法の円滑な推進、③適正処理困難指定廃棄物対策の促進、④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に分類し、これを 4 ないし 6 の中項目に分類し合計 34 件の要望事項に整理いたしました。

別記 1 に環境省関係への要望書を記載し、その他の要望先及び要望事項等については、別記 2 をご参照ください。

----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ -----

別記 1

平成 18 年 8 月 3 日

環境大臣 小池百合子 様

社団法人 全国都市清掃会議
会 長 中 田 宏

廃棄物処理に関わる要望について

標記について、当会議は、平成 18 年度総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する問題について討議し、国に対し別添のとおり要望することを決議しました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 . 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

1. 廃棄物処理施設整備事業に対する財政措置の強化拡充について

全国の市区町村は、厳しい財政状況のなか、容器包装リサイクル法等リサイクル関係諸法及び国の定めた循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画などを踏まえ循環型社会の実現に向け、懸命の努力を続けている。

このため、各市区町村は、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法の実施に伴う処理費用の増嵩並びに廃棄物処理施設の整備に一時に巨額の資金を必要とすることなどその対応に苦慮している。

一方、こうした努力にもかかわらず、いまだ大量生産、大量消費、大量廃棄の傾向にあり、廃棄物の発生量は、依然として多く、循環型社会の実現は道半ばの状況である。廃棄物の発生量を減らしつつ、発生した一般廃棄物を適正に処理することは自治体の基本的責務であるが、循環型社会の実現は、国、自治体の共通の課題である。

市区町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策については、昨年度新たに創設された循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」という。）が実施されており、2年目の本年度は、この制度が円滑に定着しつつあるものと認識している。

については、市区町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対し次のような財政措置を講じるよう要望する。

(1) 施設整備等に対する財政措置の強化拡充について

- 1) 交付金制度における廃棄物処理施設整備事業、特に循環型社会の形成に向けて重要な施設に対する交付率及び交付限度額を引き上げること。
- 2) 交付金制度における廃棄物処理施設に係る①基幹的施設の改修 ②熱回収能力の増強のための増設 ③既存施設に設置する加熱脱塩素化設備④管理棟、単独で設置する普及啓発施設、周辺環境整備事業など、を交付対象とすること。

(2) 廃棄物処理の広域化を推進するための措置について

広域的な施設整備に伴い既存施設を廃止することで生じる国庫補助金に係る返還の免除や地方債繰上げ償還の猶予などの特別措置を講じること。

(3) 休廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について

ダイオキシン類排出規制の強化によって新基準に対応できない焼却施設が休廃止したままとなっており、地域環境への影響が懸念されるところである。現行交付金制度では、廃棄物処理施設の解体工事については「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」に限定して交付対象としている。

しかし、地域の実情等から、交付要件に当てはめることができずに解体せざるを得ない場合がある。したがって、新施設建設後に旧施設を解体する場合、解体跡地以外に廃棄物処理施設を建設する場合や解体後に廃棄物処理施設の付帯・関連施設の整備を行う場合などについても制度の対象とすること。また、休廃止した焼却施設の解体は、地元市町村にとって喫緊の課題となっており、ダイオキシン類の適正処理や早急な地域環境の保全等新たな視点に立った財政支援制度を創設するなど特段の措置を講じること。

(4) 石綿の適正処理に係る特別な財政支援について

- 1) 現行交付金は、一定地域での循環型社会形成推進計画の策定、協議会の開催、国の計画承認、内示を経て交付金の申請となる。しかし、破碎処理施設等で石綿含有家庭用品を処理する際に講じる対策は、個々の施設単位での速やかな対応が求められるため、交付金に係る一連の手続きは馴染まない。

については、迅速かつ円滑な対応が可能となるような石綿に特化した財政支援対策（補助金等）または、現行交付金制度の手続きの簡素化等特例の取扱いを講じること。

- 2) 廃棄物処理施設等における飛散性アスベストの除去・封じ込め対策を交付対象に加えること。

第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

国は、平成12年6月循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）をはじめ、廃棄物処理法や個別リサイクル法の制定、改正を行い、循環型社会を実現するための基本的枠組みを構築した。さらに、平成15年3月には循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、平成17年5月には廃棄物処理に関する基本方針を改定するなど、循環型社会の形成に関する施策を推進するための仕組みも整備した。

しかしながら、個別のリサイクル法の実施などにおいては廃棄物の発生抑制や減量・リサイクルという循環基本法の趣旨が十分生かされていないことや、事業者と市区町村の役割分担において、市区町村に負担が偏重しすぎるなど多くの課題がある。

については、循環基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制・リサイクルシステムの一層の整備や、拡大生産者責任の徹底の観点から適切な事業者の役割分担の見直しのため、国においては次の事項について必要な措置を講じるよう要望する。

1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

平成12年6月に公布された循環基本法に先立って、平成7年6月に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、循環型社会づくりの先駆けとして一定の役割を果たしてきたが、先陣を切ったシステムだけに検討すべき課題が多く指摘されていた。

このため、今回の容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、循環基本法における3Rの基本原則に則った循環型社会の構築に向けた対応、すなわち、リサイクルだけでなく、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を一層推進する法体系の整備が強く求められていたところである。

特に現行の容器包装リサイクルシステムの中で分別収集、選別保管部門を担う市区町村では、容器包装廃棄物の回収から再商品化に至るまでの現行の役割分担について事業者責任を徹底する観点からの見直しなどを強く求めてきたところであり、全国都市清掃会議でも国に対し同様の趣旨からの見直しを毎年要望してきたところである。

この間、国においては、容器包装リサイクル法の施行10年を前にして一昨年から中央環境審議会及び産業構造審議会において同法の見直しに向けた審議を進め、両審議会からの意見具申等を踏まえ、本年3月容器包装リサイクル法の改正案を閣議決定し、国会に提出した。6月上旬には改正案の国会での審議も終え、6月9日付帯決議をつけて原案どおり可決され、6月15日に公布されたところである。

改正容器包装リサイクル法の施行にあたっては、衆参両院での多くの付帯決議に見られるとおり、今後、関係政省令の改正や、容器包装リサイクルに係る新たなシステムの検討など改正法の円滑な運用に向けた作業が多岐にわたって行われるものと思われる。

については、前述の衆参両院の付帯決議を重く受け止め、次のような措置を講じるよう強く要望する。

(1) リターナブル容器の普及促進等について

容器包装リサイクルシステムが大量の「生産—消費—廃棄—リサイクル」の仕組みにならないようにするためには、リターナブル容器の普及拡大を図り、ごみの発生量そのものを抑制していく必要がある。

については、容器包装廃棄物の排出抑制に向けた事業者の判断基準となるべき事項を定めるにあたっては、リターナブル容器の採用等に関する具体的な数値目標の設定や規格の統一など、事業者による回収システムの構築に向け、実効性のあるものとする事。

(2) ペットボトルのリサイクル等の促進について

ペットボトルの使用の拡大が続く中で、市区町村では回収したペットボトルの保管スペースの確保や処理施設の整備など深刻な問題を抱えている。このため、小型容器のペットボトル化など安易なペットボトルへの転換を抑制するとともに、事業者がペットボトルのリターナブル化を図り、その発生抑制に努める施策を推進すること。

(3) その他プラスチック製容器包装のリサイクルを促進する方策について

- 1) その他プラスチック製容器包装は、様々な素材で製造されているため、再商品化にあたっては、リサイクル品の品質向上や残渣の発生など多くの問題が生じている。

については、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に指定し、原材料の種類制限や、複合素材の使用制限等を求めるなど、事業者の取組を促進すること。

- 2) 国の審議会等では、プラスチック製容器包装の再商品化手法の見直しの方策として「得られる原材料の品質向上等のために、消費者に分かりやすい材質表示を容器包装に付する等、分別排出などをし易くする措置を図った上で、プラスチック製容器包装の分別収集をよりきめ細かなものとする事が有効である。」と言及している。

しかし、現行制度でも消費者にとってその判別が難しく、混乱を生じているので、さらなる細かな分別を実施することについては消費者の協力を得ることが一層困難となる。

については、新しいリサイクル技術の開発など事業者による取組を促し、その他プラスチック製容器包装のリサイクルの促進を図ること。

- 3) その他プラスチック製容器包装は、流通・販売過程における商品を包装するものが対象になっており、同じ形態のものであっても、家庭で使用するものやサービスの提供としての包装、購入後の保管等の目的に使用される性質のものは対象外となっている。

しかし、これは、消費者にとっては分かりにくく、分別排出時の混乱の元になっている。

については、その他プラスチック製容器包装の対象範囲を消費者の視点から見直すこと。

4) その他プラスチック製容器包装については、サーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることが検討されているが、循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的な対応として限定的に位置づけること。

(4) 飲料容器等を店頭回収する制度について

デポジット制度をはじめ事業者による飲料容器等の店頭回収は、容器等の再資源化に有効であるとともに、消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱防止にも効果的である。

については、デポジット制度をはじめとした事業者が飲料容器等を店頭で回収するシステムを構築すること。

(5) 容器包装の識別表示の見直しについて

分別収集を進めるためには市民の協力が不可欠であるが、識別表示が小さくてわかりづらいなどの理由により、分別収集及び再商品化について市民の理解と協力が十分得にくい状況にある。

については、識別表示義務の拡大と表示サイズの見直しを行うこと。

(6) レジ袋の削減に係る指導について

小売店で無料配布されているレジ袋は、プラスチック製容器包装全体の中で大きな割合を占めており、レジ袋の安易な配布等を抑制することは、容器包装廃棄物の削減にとって重要である。

については、事業者の自主的取組を促進する措置に関し主務大臣が定めることになっている「判断基準」については、具体的な数値目標を設定するなど、実効性のあるものとする。

また、「ノー・レジ袋の日」などレジ袋の削減に有効な手法の導入等について関係業界への指導を強化すること。

2. 家電リサイクル法の円滑な推進について

平成 13 年 4 月から施行された「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という）は、消費者、小売業者、製造業者の役割分担によるリサイクルシステムであり、循環型社会の構築に向けた先駆的な取り組みであると評価するものである。

しかしながら、家電リサイクル法では、消費者が収集・再商品化費用を排出時に支払うことから、依然として対象機器の不法投棄が多いこと、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化費用は、市区町村の負担となっていることなど多くの検討すべき課題が指摘されている。

ところで、国では家電リサイクル法の規定に基づき、同法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずるため、本年 6 月下旬から、中央環境・産業構造両審議会の合同会合において同法の見直しに向けた議論を開始した。

については、家電リサイクル法が循環型社会の構築に向けて一層機能できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 廃家電製品の再商品化費用の徴収方法の見直しについて

家電リサイクル法が施行されて 5 年が経過したが、未だ対象機器の不法投棄対

策は各市区町村に共通する重要課題である。家電リサイクル法では対象機器を廃棄する時に住民が収集・再商品化費用を支払うため、不法投棄が後を絶たない状況にある。このため、既にパソコンや自動車等で実施されているように、製品の購入時に再商品化費用を支払う前払い方式に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の再商品化費用の負担について

現在、不法投棄された対象機器を市区町村が回収した後、再商品化する費用については市区町村が負担しているが、これを事業者責任により製造業者等が負担する制度を創設すること。

(3) 対象品目の拡大について

資源の循環利用を促進するため、有用資源を含む廃家電製品（液晶テレビやプラズマテレビ等）について、また、大型・重量がある・有害物質を含む廃家電製品についても対象品目に追加すること。

(4) 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所は、現在、A、Bの2グループに分かれて運営されているが、市民が直接対象機器を持ち込むことも少なくなく、複数の機器を廃棄する場合には、別々の引取場所に持ち込まなければならない。市民の利便性の向上のため、各指定引取場所でいずれのメーカーのものでも引渡しができるようにすること。さらに引取場所を増設するなど、市民が持ち込みやすい条件を整備すること。

(5) 家電リサイクル券の取扱いについて

市民が対象機器を廃棄する機会は少なく、リサイクル券等システムへの理解が不十分でその記載に誤りが起こりやすい。特に、郵便局でリサイクル券を購入し、リサイクル料金を納入した後、記載事項の修正、料金の返還等が必要となった場合に、その手続きが煩雑で市民にとって使い勝手の悪いものとなっている。

このため、リサイクル券の記載事項の簡素化など運用上の見直しを行うこと。

(6) 事業者等関係者の指導について

廃家電製品のリサイクルと不法投棄の未然防止を進めるため、次の事項について事業者等関係者を指導すること。

- 1) 故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すること。また、製造事業者の商品開発において環境負荷の少ない、リサイクルしやすい素材や設計などの製品づくりを推進すること。
- 2) 一部破損した廃家電品であっても、リサイクル料金を納めているものについては、破損状態に関わらず、円滑に引き取ること
- 3) 事業者は、消費者に対し制度（対象機器、回収・再商品化料金、持込方法等）の周知を行い、リサイクル料金等の費用負担について、その理解を得るよう努めること。また、小売業者等の店頭において消費者への啓発を行うこと。
- 4) 小売店が引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底と適正な処理を行うこと。

3. パソコンリサイクルの円滑な推進について

平成 13 年 4 月の資源有効利用促進法の施行に伴い、パソコンが「指定再資源化製品」に指定され、家庭系パソコンは、平成15年10月から事業者による自主回収と再資源化がスタートした。さらに、メーカー等義務者不存パソコンについても、平成 16 年 7 月から全国の家から回収・再資源化事業が開始されたところである。再資源化費用については、制度実施後に販売されているパソコンは、販売価格に含まれるものの、既製品は、排出時負担となっている。

ついては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 家庭系パソコンの回収・リサイクル料金の低減化と料金積算根拠の公表について

家庭用パソコンのうち、既製品については、消費者はメーカーが設定した料金を排出時に支払うことになっているが、既製品の再資源化は、家電リサイクル法対象 4 品目と比較するとかなり高い設定となっている。このため、再資源化料金を低減するとともに、料金算出根拠を公表するなどリサイクルシステムの実効性がより一層向上するような措置を講じること。

(2) 不法投棄されたパソコンの再商品化費用について

不法投棄されたパソコンを市区町村が回収し、製造業者に引き渡す場合の再資源化費用については、市区町村の負担ではなく、事業者責任により製造業者負担とすること。

(3) 他社の製品も一括して申し込める体制の整備について

パソコンのリサイクルにあたっては、製品ごとに製造業者に申し込むことになるため、パソコン本体とモニターの申し込み先が異なるなど手続きが煩雑となるので、他社製品も一括して申し込みができる体制を整備すること。

(4) 回収・リサイクルに取り組んでいない製造等事業者対策について

回収・リサイクルの実効性を向上させるためには、全ての製造等事業者（倒産等事業者を除く。）が取り組むべきであるが、現在に至っても回収・リサイクルに取り組んでいない事業者がいることから、これらの事業者に対し指導を強化すること。

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進等について

(1) 廃棄物処理の広域化や民間活力の活用による廃棄物処理の推進について

循環型社会の形成に向けて、ソフト的な施策の実施とそれに見合った効率的な施設整備が強く求められるところである。このため、市区町村間の連携による広域処理はもとより、民間活力の活用も重要な選択肢となる。

このため、施設配置の適正化と市区町村の財政負担の軽減を図る観点からも、民間事業者による広域的な廃棄物処理を促進するため、PFI 事業に対する補助制度等の支援、育成制度の推進及び検討や、市区町村の広域連携の促進等のための制度面の検討をすること。

(2) 発生抑制、再使用を促進する施策の推進について

- 1) リサイクル可能な素材を使用したもの、修理し易く長期間使用できるもの、繰り返し使用できるものなど、環境にやさしい商品の開発・普及や、製品の修理体

制の充実など、廃棄物の発生抑制を念頭に置いた製品づくり、販売体制の確立について関係業界を指導すること。

- 2) 平成 11 年に電気用品取締法（旧法）が電気用品安全法として改正され、本年 4 月から 5 年の経過措置を満了した電気用品（テレビジョン受信機、洗濯機、冷蔵庫、楽器等）が施行の対象となった。

このうち、中古品の取扱については P S E マークの取得に関する自主検査に多額の費用がかかり、事業採算が取れないなどが指摘されている。

ついては、法の施行に当たっては、電気用品の再使用を阻害しないよう、適切な措置を講じること。

(3) 古紙リサイクルの促進について

古紙リサイクルを取り巻く状況は市況に左右されるなど非常に不安定であるので、次のような措置を講じるよう要望する。

- 1) 古紙のリサイクルは、従来から民間主導で行われており、市場の需給バランスの影響から価格は常に不安定である。こうした中で、古紙利用製品を普及促進するために、バージンパルプへの課税による古紙利用製品への誘導や、グリーン購入法の民間事業者への適用など、古紙リサイクルの促進や古紙利用製品の積極的な普及のための施策を講じること。
- 2) 生産者が古紙の引き取りや循環的利用に責任を持つといった拡大生産者責任の原則を踏まえた、国、自治体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づき、市況の影響を受けにくい長期的に安定した古紙循環システムを構築すること。

(4) 食品リサイクル法の規制強化について

現行食品リサイクル法では、複数の事業所を有する企業では企業全体で再生利用等の実施率を 20 % 向上することになっているが、事業所毎の食品廃棄物の減量対策が一律ではなく、バラツキが生じている。特に、市区町村の一般廃棄物処理計画と事業所の食品廃棄物の減量活動が直接関係していないため、市区町村の減量施策に対する事業者の協力が得にくい状況となっている。

ついては、食品リサイクル法の見直しに当たっては、食品廃棄物の減量と有効活用が一層進展するよう、市区町村の処理計画との関係を視野に入れた検討をすること。

第 3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

平成 6 年 3 月、廃棄物処理法第 6 条の 3 の規定に基づき、適正処理困難物として廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスが指定された。その後、廃スプリングマットレスを除く 3 品については個別リサイクル法の施行などと相俟って事業者による回収・リサイクルシステムが運営されるようになった。しかし、廃スプリングマットレスについては、未だ業界による適正処理システムが確立されていない。

全国都市掃清会議においては、平成 15 年 2 月、市区町村における一般廃棄物処理の現状を踏まえ、事業者責任の強化の観点から適正処理困難指定廃棄物に係る制

度の見直しを国に要望するとともに、同年5月に実施した市区町村における廃製品の適正処理困難状況調査などを踏まえ、適正処理困難廃棄物対策について国に要望してきた。

この間、平成15年の廃棄物処理法の改正により創設された広域認定制度を活用した廃FRP船や廃消火器に係るリサイクルシステムが稼動し、また廃エアゾール缶の適正処理とリサイクルシステムの構築が進展してきた。

については、市区町村の一般廃棄物処理において残されている処理困難物対策のうち、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 適正処理困難廃棄物に係る法整備について

平成3年の廃棄物処理法の改正において、市区町村における適正な処理が困難な廃棄物について適正処理困難指定廃棄物制度が創設され、危険性、爆発性、有害性、感染性や作業困難性等を有する廃棄物の処理について、指定廃棄物の引取りを含めた適正処理についての協力を事業者に求める道が開かれた。しかし、現在、指定されている4品目以外にも処理困難な廃棄物が多くあり、市町村の処理の実情に即していない。また、事業者の法的責任が不明確なため、指定廃棄物である廃スプリングマットレスのように事業者による回収処理システムが未だ構築できていないものもある。

については、適正処理困難廃棄物について、市区町村の処理の実情を踏まえ、指定品目を追加するとともに、その回収・処理を事業者責任において行うようにすること。

2. 廃スプリングマットレスの適正処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、平成6年3月の適正処理困難廃棄物の指定以来、中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会の場において随時協議してきたが、未だに関係業界による適正処理・リサイクルのためのシステムが確立できない状況にある。

一方、平成15年12月の廃棄物処理法の改正により、製造事業者等による広域的な処理等のための環境大臣の認定制度が創設されるなど、業界を取り巻く環境も大きく変化している。

については、製造事業者、販売業者等による廃スプリングマットレスの適正処理システムを早急に構築するよう関係者を指導すること。

3. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、医療器具の著しい技術的進歩に伴い、今まで入院又は通院を余儀なくされていた患者が自ら自宅で治療の一部を行えるようになり、その結果、これらの在宅医療器具が廃棄物として排出されるようになってきている。しかし、各市区町村では注射器等を収集・処理する上で危険性あるいは感染性の観点から適正に処理することが困難となっている。

については、在宅医療廃棄物については新たに適正処理困難物に指定することも含めて、医療関係機関等による回収ルートを確立すること。

4. 石綿含有家庭用品の適正処理について

全国都市清掃会議では、昨年9月、環境省よりアスベスト含有家庭用品を処理す

際の留意事項が通知されて以来、市区町村の対応について協議し、本年1月、関係省庁にアスベスト含有家庭用品の処理に関する要望を行った。これらを受けて国では必要な対策を講ずべく検討を行い、去る6月9日、環境省は石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について通知した。また、厚生労働省は同月26日、石綿の製造等を本年9月より全面禁止するため、労働安全衛生法施行令等を改正する旨公表した。

この間、市区町村では、昨年9月の環境省通知に基づき当面の対応として、石綿含有家庭用品の分別収集及び中間施設での選別等を実施してきたが、その結果、施設等での保管量が増加しその対応に苦慮する所も生じている。

今回の通知では、市処理施設で行われた実証試験に基づき、破碎処理施設や焼却施設等で処理する際の留意事項が示され、公害防止対策が充実した市区町村の施設であれば安全に処理できることが明確にされている。

については、施設の発じん場所での作業時の防護服・マスク着用や周辺環境・作業環境の測定について詳細な基準を示すこと。

第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

各市区町村は、区域内の廃棄物の適正処理に鋭意取り組むとともに、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備について、重要な行政課題として長期的展望に立って取り組んでいるが、個々の市区町村で取り組むには極めて困難な事項も多い。

については、次の事項について格別の措置を講じるよう要望する。

1. 資源物の抜き取り等の対策について

鉄や古紙等の資源物の市況の変化に伴い、住民が資源回収日に出した資源物を収集時間前に業者等が持ち去る抜き取り行為が頻発しており、市民から苦情が市区町村に多く寄せられている。このため、条例を制定する市区町村が増えており、資源物の持ち去り行為を条例で禁止し、パトロールを行なうなどの対策を講じているが、個々の自治体単位での対策には限界がある。また、市区町村長の許可を受けずに廃棄物の回収・運搬等を行う、いわゆる『便利屋』も増えている。

については、資源物の持ち去りに対する所要の対策について国としても研究、検討すること。

2. バイオディーゼル燃料（BDF）の使用に係る軽油引取税に関する減免措置について

バイオディーゼル燃料（BDF）は、廃食用油をバイオマスエネルギーとして、軽油に代替してディーゼル車両等に使用できるもので、環境対策上優れた特性を有するものである。

一方、BDFは、BDF 100% のものを使用する場合には、車両材質（ゴム、金属）への影響、低温流動性や酸化安定性に難点があるなどの理由から、一般的には自動車燃料として利用する場合、軽油と混合して使用することが現実的とされる。BDFを軽油に混合して使用した場合、使用するBDF全量に軽油引取税が課されることとなる。このことがBDFのコストの上昇を招き、転換利用の促進の妨げとなっていることが指摘されている。

国において既に5% BDF混合軽油の規格化等が検討されていると聞いているが、EUでは、環境にやさしい軽油代替燃料として普及しており、ドイツなどでは、BDF普及のため、バイオマスに由来する燃料に対しての非課税措置が講じられている。

については、BDFの転換利用を促進するため、規格に適合したBDFを自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講じること。

3. 医療廃棄物等の『海岸漂着ごみ』対策について

近年、日本海沿岸の市町村では多量の「廃プラ」や「流木」等の海岸漂着ごみの処理に頭を痛めているが、最近では漢字やハングル文字が書かれた注射器・葉びんなどの「医療廃棄物」が頻繁に漂着するようになってきた。昨年8月末には、石川・福井・京都・兵庫4府県で約1500件の医療廃棄物が確認されたが、これらは、主に中国や韓国などで投棄されていることが分かってきている。

このため、海洋ごみに関する国際会議が開催されるなど、海岸漂着ごみに関する研究がようやく始められたところであるが、今後もより一層国家的レベルでの交渉を進め、関係諸国における漂着ごみの発生源を根絶することが肝要である。

また、海岸法の改正により、海岸の管理・漂着ごみの処理は府県の事務とされたが、地元市町村がボランティアの協力を得て処理しているのが実態である。

については、漂着ごみの発生防止とその適正な処理などを行い、日本海の環境保全を進めるために、国及び都道府県による積極的な対策を講じること。

4. 焼却灰等の広域処理と熔融スラグの有効利用促進について

焼却灰や飛灰を熔融固化し、生成した熔融スラグを有効活用することは、最終処分場の延命化と天然砂の代替化による環境保全等の観点から各市町村において喫緊の課題である。

しかし、熔融スラグの有効利用を促進するために、市区町村では自ら発注する公共工事等に率先して使用するなど市場の確保に努めているが、均質なスラグを量的に確保することが重要である。このため、国においては熔融スラグのJIS化に向けて準備が進んでいると聞いている。

については、広域的な熔融固化処理施設の整備が促進されるような施策を講じるとともに、一定区域ごとの再生利用センターの確保等を図ること。

また、熔融スラグの有効利用の促進を図るため、グリーン購入法による品目指定等に取り組むこと。

5. 生ごみ資源化施設の用途地域制限の緩和について

生ごみ等のバイオマス系廃棄物の3R・処理は、循環型社会及び脱温暖化社会の実現を目指すうえで重要な課題となっており、関係省庁においては生ごみ等の3R等について検討を進めている。また、循環型社会形成交付金制度においても高効率原燃料回収施設の整備事業については交付率を2分の1に嵩上げする措置を講じるなど誘導策を打ち出している。

このように生ごみの資源化の方策として堆肥化、メタンガス化が有効であるが、現在、用途地域の制限により、準工業地域には建設できないことになっている。したがって、生ごみ資源化施設が建設可能な地域は、工業専用地域及び工業地域に限

定されており、立地場所の偏在が懸念される場所である。特に、ごみを熱分解し、可燃性ガス（メタン、一酸化炭素、水素）を回収してエネルギー利用する施設や、下水汚泥をメタン発酵させ、メタンガスを回収してエネルギー利用する施設が準工業地域に立地できるのに、生ごみをメタン発酵させ、メタンガスを回収してエネルギー利用する施設が準工業地域に立地できないのは技術的に合理性に欠けている。

また、清掃工場が準工業地域に立地している場合にはその敷地を活用した複合システムとしての施設整備も困難となる。

については、生ごみ等バイオマス系廃棄物の資源化施設の整備に係る用途地域についてはその制限を緩和すること。

6. PCB 廃棄物の処理について

PCB 廃棄物の処理については、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、拠点的広域処理施設の整備が進められ、順次操業が開始されている。しかし、東京事業の対象地域（関東1都3県）を除く施設では当分の間

10 kg 以上の高圧トランス・コンデンサ類等に限定されており、PCB 廃棄物のうちで多数を占める蛍光灯安定器等は引き続き保管しなければならない状況である。保管事業者は、平成 28 年 7 月までに適正処理することが PCB 廃棄物特別措置法で義務付けられているが、施設整備のための時間を考えると余裕はないといえる。

については、蛍光灯安定器等の処理方法や施設の建設整備等に係る具体的な計画を早急に提示すること。

別記2 平成18年度要望事項と要望行動

平成18年8月3日

班	要 望 先	要 望 事 項	班編成 (◎印は班長)	
1 班	環境大臣 小池百合子 環境副大臣 江田 康幸 環境大臣政務官 竹下 亘 環境事務次官 炭谷 茂 大臣官房長 西尾 哲茂 環境省 廃棄物・リサイクル対策部長 由田 秀人 企画課長 紀村 英俊 廃棄物対策課長 関 莊一郎	第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望 第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望 第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望	◎ 横浜市 佐々木資源循環局長 仙台市 早田廃棄物事業部長 奈良市 豊田環境清美部長 松山市 藤原環境部長 専務理事 石井和男 (事務局) 総務部長	
	リサイクル推進室長 藤井 康弘	第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望		
	総合環境政策局環境経済課長 鎌形 浩史	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2のみ)		
	地球環境局長 小林 光	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2及び3)		
	環境保全対策課長 小川 晃範	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(3のみ)		
	地球温暖化対策課長 梶原 成元	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2のみ)		
	自由民主党 幹事長 武部 勤 環境関係団体委員会委員長 北川 知克 政務調査会長 中川 秀直 環境部会長 佐藤 昭郎 環境調査会長 小杉 隆	第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望 第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望 第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望		
	産業技術環境局長 小島 康壽 審議官(地球環境問題担当) 伊藤 元	第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望 第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2及び6)	◎ 川崎市 海野環境局長 神戸市 熊取谷環境局長 札幌市 二木環境事業部長 静岡市 花村環境部長 (事務局) 管理部担当部長	
	リサイクル推進課長 横田 真 環境指導室長 山本 哲也	第2、第3及び、第4の2のみ 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(6のみ)		
	製造産業局長 細野 哲弘 日用品室長 前田 邦夫	第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望		
2 班	商務情報政策局長 肥塚 雅博 情報通信機器課長 横尾 英博 環境リサイクル室長 塩田 康一	第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望(2及び3)		
庁資源エネルギー	省エネルギー・新エネルギー部長 上田 隆之 新エネルギー対策課長 安藤 晴彦 資源・燃料部長 岩井 良行 石油流通課長 入野 泰一	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2のみ)		
3 班	厚生労働省 医政局長 松谷有希雄 経済課長 二川 一男	第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望(1のみ) 第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望(3のみ)	◎ 大阪市 大戸環境事業局長 さいたま市 永堀環境経済局長	
	農林水産省 総合食料局長 岡島 正明 食品環境対策室長 西野 豊秀	第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望(1及び4(4)) 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2のみ)	名古屋市 平林環境局総務課長 (事務局) 技術部長、総務課長	
	国土交通省 自動車交通局技術安全部長 松本 和良 環境課長 徳永 泉	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2のみ)		
	河川局砂防部保全課海岸室長 岸田 弘之	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(3のみ)		
	港湾局環境・技術課長 小山 彰			
	総合政策局事業総括調整官 横山 晴男	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(4のみ)		
	住宅局長 榊 正剛	第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(5のみ)		
	市街地建築課長 井上 俊之			
	4 班	財務大臣 谷垣 禎一 財務事務次官 藤井 秀人 大臣官房長 杉本 和行 主計局長 津田 廣喜 主計局次長 鈴木 正規 主計官(公共事業担当) 富永 哲夫	第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望 第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望(1のみ)	◎ 福岡市 脇山環境局理事 新潟市 貝瀬環境部長 品川区 中山資源循環推進課長 (事務局) 調査普及部課長
		理財局長 牧野 治郎 たばこ塩事業室長 川合 靖洋	第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望(1のみ)	
国税庁 長官 木村 幸俊 課税部酒税課長 小鞠 昭彦		第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望(1のみ)		
5 班		総務大臣 竹中 平蔵 総務事務次官 松田 隆利 大臣官房長 荒木 慶司 自治財政局長 岡本 保 調整課長 山崎 重孝	第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望(4を除く) 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望(2及び4)	◎ 岡山市 繁定環境局長 千葉市 松野環境管理部長 北九州市 米丸廃棄物事業部長 (事務局) 事務局長
		自由民主党 政務調査会 総務部会長 佐藤 勉	第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望 第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望 第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望 第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望	
		公明党 幹事長 冬柴 鐵三		
		政務調査会長 井上 義久		
		環境部会長 富田 茂之		